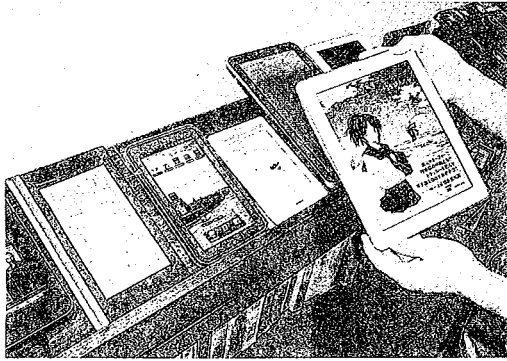
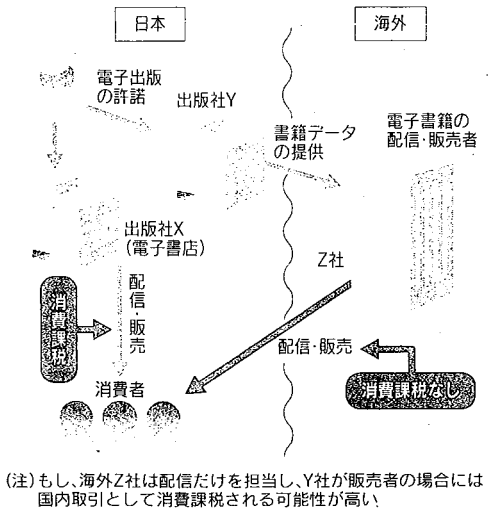


Insight Inside



電子書籍市場は急速な拡大が期待される(東京都千代田区の「e読書ラボ」)

海外からの電子書籍配信には消費税がかからない



消費増税なら外国勢有利

ネット配信各社 募る不公平感

「国外取引」も課税求める

「あまりに不公平なので公正取引委員会にまで苦情を申し入れた」。電子書籍の国内配信事業に力を入れる紀伊国屋書店の高井昌史社長は憤りを隠さない。海外事業者からダウンロードすれば消費税はかからないが、同じ本を国内事業者から買うと課税され、数年後は税率10%となる雲行きだからだ。

ネット商品はサイトなどで価格比較が簡単にできる。税理士法人プライスワーカーハウスクーパーズでは、国内勢が価格競争するには「消費税

分を吸収しなければならず、利益が減ってしまう傾向がある」とみる。別の国内大手出版社の幹部も「米アマゾン・ドットコムなどが海外から配信してくれば勝負にならない」と強調する。

拠点の場所注目
どうしてこんな不公平等が起きているのだろうか。消費税は輸入品と国内取引が対象で、「国外取引」には課税されない。国外かどうかの判定は「サービスの提供地」で区別することがある。国境をまたぐネット配信ではサービス提供地が明確でないとしており、実際には「サービス提供に関係する事務所などの所在地」で内外を決める。

電子書籍を配信、販売する事業者が国内にそのサービスに関連する事務所を設けることで、国内出版社と交渉中。同社が電子書籍事業に関する拠点を日

消費増税の動きに、国内の電子出版やネット広告などの事業者が不満を募らせている。国境を越えたネット取引が急増するなか、今の仕組みでは海外からの配信サービスには消費税がかからず、海外事業者と比べて一段と不利になるからだ。国内事業者が海外配信に切り替えれば課税されない可能性もあるがリスクも伴う。配信ビジネスを巡る消費税問題を探った。

ワンポイント

日本企業が配信事業を海外に移転するには周到な準備が必要だ。人件費やサーバー費用が安いなど合理的な理由が必要。しかし、サーバーはどこにでも設置できるが、管理する事業所の場所を追徴されるリスクがある。

と税理士法人プライスワーカーハウスクーパーズの宮川和也代表社員は指摘する。一般に、海外に配信サーバーがあれば「国外取引」として日本の消費税がかからないとされてきた。しかし、サーバーはどこにでも設置できる

コンテンツ配信事業の海外移転での税務ポイント

- ✓課税回避のためではなく、事業上の合理的理由があるか
- ✓サーバー以外の対日配信事業の拠点も海外か
- ✓海外にコンテンツを配信する際の価格などは安当か

条件を満たさないと、消費税や法人税の追徴を受ける可能性がある

海外から配信 周到な準備を

が重要だという議論が専門家の間で出始めている。

新日本アインストアンドヤング税理士法人も「日本の税務当局は、消費税課税を逃れる目的で意図的に海外を通じて取引をすることに厳しい対応をする」と(蛸川義裕パートナー)とみる。

コンテンツ資産を海外子会社に移すとき、親会社側の譲渡益などがあまりに少ないと追徴される可能性もある。KPMG税理士法人の神津隆幸パートナーは「関係する税務当局との間で、事前協議を通じた合意が整えば将来の税務紛争も予防できる」と話す。

「会社法も議論に」事業者間取引のネット広告は電子書籍など消費者向け取引とは違って、課税分がそっくり広告主などの利益を圧迫するわけではない。ただ、金融や不動産などの業種では支払った消費税の多くの部分がコスト。

そうした広告主などが国内のネット広告事業者

「会社法も議論に」事業者間取引のネット広告は電子書籍など消費者向け取引とは違って、課税分がそっくり広告主などの利益を圧迫するわけではない。ただ、金融や不動産などの業種では支払った消費税の多くの部分がコスト。

そうした広告主などが国内のネット広告事業者

「EU諸国の例を参考にしつつ検討したい。問題意識は十分持っている」と述べただけだった。(編集委員 三宅伸吾)

本に設けなければ、配信サービスには課税されない可能性が高い。楽天が、買収したカナダの企業を販売主体として海外から配信しても同じだ。

海外からのネット広告にも消費税課税されないことが多い。米グループはアイルランドなどの関連会社で日本の広告代理店などと配信契約を結ぶ。海外からの配信は「国外取引」として消費税がかかっていないようだ。一方、国内配信のヤフーに頼むと課税される。

「外国会社の登記」に関する規定を使う方法だ。会社法は債権者を保護するため、外国会社が日本で継続して取引するときには日本に住む代表者を決め、登記を義務付ける。登記する前には継続取引を禁じている。この登記をテコにして、海外事業者を国内に拠点を持つ事業者とみなし、消費税課税できないかというのだ。

この方法に対し、民間の税務専門家は「登記だ

「日本の法体系は電子商取引に追いついておらず、その典型例の一つが消費税だ」と角川グループホールディングスの角川歴彦会長は話す。内外事業者の競争条件をそろえるには配信サービスをすべて非課税にするか、欧州連合(EU)のように海外からの配信にも課税するかのどちらかだ。

新日本アインストアンドヤング税理士法人の網野健司統括代表社員は「日本でも欧州と同じような法改正が必要だろう」と話す。安住淳財務相は消費税増税などを巡る6月上旬の国会審議で、「EU諸国の例を参考にしつつ検討したい。問題意識は十分持っている」と述べただけだった。